

A8 個人診療所が法人に組織変更し「基金拠出型医療法人」を設立する場合には、その設立時に法人運営に必要な運転資金や医療機器等を「基金」として拠出することができます。この法人運営に必要な金銭その他の資産を「基金」として拠出する基金拠出型医療法人には、その設立時に「相続税又は贈与税の負担を不当に減少」させたとして贈与税が課税されることはありません。

(1) 基金拠出型医療法人と相続税

基金拠出型医療法人は、医療法人の形態としては「持分の定めがない社団医療法人」であり、拠出者が出資持分を持つことはありません。

この基金とは、持分の定めのない社団医療法人が、その拠出者に対して基金の返還義務を負うものであり、また、その医療法人が破産手続開始の決定を受けた場合、基金の返還に係る債権は、拠出者において破産法第99条第2項に規定する約定劣後破産債権とされることから、債務と同様の性質を有しているものと認められます（平成19年3月30日付医政発第0330051号）

従って、これに相続税が課税されることはありませんが、基金拠出者の有する「基金の返還に係る債権」は相続財産となります。

相続税の課税価格に算入する金額は、貸付金債権の評価額として「元本の価額と利息の価額」の合計額となりますが、基金の返還に係る債権には利息が付されないため、元本の価額（基金として拠出した金額）が限度となります。

(2) 医療法上の基金

医療法上の持分の定めのない社団医療法人における基金とは、以下のような特性を有しています。

(ア) 基金とは、持分の定めのない社団医療法人に拠出された金銭その他の財産で

あって、その医療法人が基金の拠出者に対して、その定款の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う（医療法施行規則第30の37①）

(イ) 基金制度は剰余金の分配を目的としないという医療法人の基本的性格を維持しつつ、その活動の原資となる資金を調達し、その財産的基礎の維持を図るための制度である（平成19年3月30日付医政発第0330051号）

(ウ) 医療法人の議決権については、基金の拠出者が議決権を有する旨の規定はなく、社団医療法人の社員が各1個の議決権を有する（医療法第48の4）

(エ) 基金制度における経理処理等については、基金の総額や代替基金（基金の返還をする場合に、返還をする基金に相当する金額を計上するものをいう）は、

貸借対照表の純資産の部に「基金」及び「代替基金」の科目をもって計上する
(平成 19 年 3 月 30 日付医政発第 0330051 号)

(才) 基金拠出型医療法人が破産手続開始の決定を受けた場合には、基金の返還に係る債権は、破産法第 99 条第 2 項に規定する約定劣後破産債権となる (平成 19 年 3 月 30 日付医政発第 0330051 号)

(力) 基金の返還に係る債権には利息を付すことができない (医療法施行規則第 30 条の 37②)